

都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託に係る
質問・回答一覧

No.	質 問	回 答
1	共通仕様書について質問いたします。 本業務については、福島県は公表している「発注者支援業務委託共通仕様書」を準用するものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。ご教示願います。	本委託に関しては、福島県土木部監修共通仕様書内「土木設計業務等共通仕様書」を準用するものであります。
2	発注者支援業務の実施場所について質問します。 本業務において、管理技術者及び担当技術者（支援員）は、郡山市役所内またはその近傍に業務遂行に必要な事務所を受注者側で確保し、常駐して業務を実施するものと認識しております。また、事務所の確保に要する経費及び常駐に伴い必要となる経費については、契約後、別途協議の上、変更の対象としていただけるものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。ご教示願います。	本業務において、管理技術者及び担当技術者の郡山市役所内またはその近傍に業務遂行に必要な事務所の確保及び常駐を求めていることから、事務所の確保及び常駐に係る経費について変更の対象とはしません。
3	担当技術者（支援員）の配置人数について質問します。 本業務における担当技術者（支援員）の配置人数については、業務内容及び業務量を踏まえ、受注者側で必要人数を検討・算定するものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。ご教示願います。	本業務に必要な担当技術者については共通仕様書に基づき配置願います。